

平成14年(ワ)第19276号 平成15年(ワ)第6732号 平成16年(ワ)第104号

原告 シャムスリ 外 8 3 9 6 名

被告 国 外 3 名

## 証 拠 説 明 書

平成17年8月29日

東京地方裁判所民事第49部 御中

原告ら代理人 弁護士 奥 村 秀 二



甲号証	書証の標目	作成者	立証趣旨
B 5 9	地図	リアウ州政府	コトパンジャンダムによる水没予定地の範囲。タンジュン村が水没予定地域とされていた。
B 6 0	新聞記事	インドネシア・プロ スペク誌1991年 3月30日号	本件プロジェクトの借款契約に付されていた3条件の内容を OECF ジャカルタ事務所 の Katsuki Oda 氏が、インドネシア誌に明らかにした事実及び明らかにされた3条件の内容。
B 6 1 の1及 び2	地図	グスティ・アスナン	甲B46号証3頁1行目で引用されている地図 (peta) 1 及び 2。日本語部分は表題及び備考欄に付した訳である。